

平成 29 年 12 月 18 日

「静岡市事業所税減免取扱要綱」の施行状況の検討結果について

「静岡市事業所税減免取扱要綱」附則第 3 項「市長は、この要綱の施行の状況について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」の規定に基づき、検討会を実施しましたので、その検討結果を下記のとおりお知らせします。

記

旧静岡市域の事業所については昭和 51 年から課している事業所税ですが、市内全域において公平な減免内容となることを目的として、旧清水市域の事業所税課税開始にあたり検討会を実施し、平成 21 年度に要綱を改正しました。

そして、旧蒲原町域及び旧由比町域の事業所税課税開始にあたっても検討会を実施し、これまで定期的に検討を重ねてきましたが、今回実施した検討会では、新たな地場産業の指定等減免対象を追加すべき事由がなく、また、地場産業の廃業等現行の減免内容を見直すべき事由もないことから、本市において事業所税の減免を見直すべき状況変化は生じていないと判断し、要綱の施行状況は適正であるとの検討結果となりました。

今後も、要綱の施行状況について定期的に検討を行い、事業所税の減免内容が適正となるよう努めていきます。

(担当)

静岡市財政局税務部市民税課法人課税係

電話番号 054-221-1039

FAX 054-221-1033